様式第八号

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［略］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××
（記載上の注意）		
［1．～4．　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（金融商品に関する注記）	（金融商品に関する注記）
第十五条の二　連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同項第三号中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第二項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。	**第十五条の二**　連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。
（デリバティブ取引に関する注記）	（デリバティブ取引に関する注記）
第十七条　第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。	**第十七条**　第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

様式第八号

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当連結会計年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［同左］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××
（記載上の注意）		
［1．～4．　同左］		